

第1条（定義） 本会則によって定める条項はセントラルスパ株式会社（以下「会社」という）が運営する PRiME fitness & spa（以下総称して「本クラブ」という）に適用されるものとします。

第2条（目的） 本クラブの会員が、クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦を図る事を目的とします。

第3条（会員）

1. 本クラブは会員制とし、入会する際に定められた会員種類で契約し、利用範囲に応じて本クラブ及び付帯する温浴施設を利用する事ができます。
2. 本クラブに入会される方は、会社が指定する入会申込書、口座振替依頼書等の各種申請書（緊急連絡先を含む）に正確な情報を記載、もしくは WEB 上での入力をしなければなりません。なお、会社は取得した緊急連絡先を、会員の傷病・事故時の緊急連絡、または会員本人と連絡が取れない場合の安否確認及び連絡依頼のために使用できるものとします。
3. 会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし、会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。
4. 本クラブは、会員の種類を設定・廃止・内容変更することがあります。

第4条（入会資格） 本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。

1. 16 歳以上の男女で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。
2. 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。
3. 医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障が無い方。
4. 刺青、タトゥー（シール含む）等をしていない方。
5. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾患、筋肉の痙攣等を有しない方。
6. 公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのない方。
7. 入会の際、氏名、生年月日、住所が記載された**公的機関発行の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書等）**を提示できる方。なお、パスポート等で現住所の記載がない場合は、別途、現住所が確認できる書類（公共料金領収書、住民票の写し等）の提示を必要とします。
8. 日本語にて会社（スタッフ）と意思の疎通が可能であること（安全管理上の必須事項とします）。
9. 会社が入会に適当と認めた方。
10. 未成年者の場合、入会にあたり親権者（法定代理人）の同意を得ていること。この場合、親権者は自ら署名捺印した同意書を提出するものとし、法令の定めに基づき、会員

(未成年者)が負担する一切の債務（会費、損害賠償金等を含む）について、会員と連帯して履行する責を負うものとします。

第5条（会員証）

1. 本クラブは、会員に対し会員証を交付します。
2. 会員証には、必ず氏名・顔写真を印字させていただきます。会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示しなければなりません。
3. 会員証は、本人のみが使用する事ができ、本人以外の者に貸与・譲渡することはできません。
4. 会員は、会員証を紛失した場合は速やかに本クラブで再発行の手続きをとらなければなりません。
5. 会員は退会や除名により会員資格を喪失した場合には、速やかに会員証を返還していただきます。やむをえず返却できない場合には、会員の責任において切断するなどの利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。

第6条（会費・料金）

1. 会員は会社が定めた会費・料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。また、諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、会員は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。

2. 会費の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。入会金の有無、金額は別に定め、会員は入会時にこれを支払うこととします。入会金は契約締結のためのものであり、理由の如何を問わず会員にこれを返還しないものとします。
3. 利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。尚、会費・諸料金の一括払い・前払い契約期間中に退会した場合は、会社が別途定める基準によるものとします。
4. 会社は本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは入会金・会費等の金額を変更することができ、施設内への掲示等において告知するものとします。
5. 月会費を1カ月以上滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月会費は**直ちに**支払わなければなりません。
6. 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、未払いの会費等について再度の口座振替、もしくはクレジットカードによる決済を行う際、または会員が店頭による決済の都度、遅延催告手数料として1,100円(税込)を支払うものとし、会費等その他の債務と一緒に支払いを求めることが出来るものとします。
7. **会員が会費等の支払いを怠った場合、会社は当該会員に対して通知催告を要せず、未払いの会費全額及び回収に要した費用（弁護士費用、債権回収会社への委託費用**

等を含む）を一括して請求できるものとし、会員はこれに応じなければなりません（期限の利益の喪失）。

第7条（休会） 会員本人の都合による休会は、必ず本人が休会希望月の前月9日迄（休業日の場合は前営業日）に来館し所定の手続きを完了する事により、翌月から休会することができます。また、9日を過ぎた場合、翌月以降の休会となります。休会期間は、最長3ヶ月迄となります。また、休会利用は、休会再開後12ヶ月目以降に再度適用とします。

第8条（退会） 会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の9日迄（休業日の場合は前営業日）に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、9日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとします。

第9条（諸手続き）

1. 会員は会員種類の変更・プライベートロッカー・オプション等の手続きを、別途定める所定の方法で完了しなければなりません。
2. 会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。
3. 会社が会員あてに郵便物で通知する場合、会員から届出のあった最新の住所あてに行い、発送をもって効力を有するものとし、不到達等以後の責を負いません。

4. 会員が連絡先の変更を怠った場合、郵便物を希望しない場合、会社からの通知が不到達となつても、通常到達すべきときに到達したものとみなすことによることに異議はないものとします。

第10条（会員資格の停止および除名） 会員が次のいずれかに該当した場合、会社は当該会員の資格停止、または除名処分とすることができます。**除名された会員は、以後、会社の運営する全施設への立ち入り及び入会はできません。また、除名処分を受けた会員は、当該処分をもって期限の利益を喪失し、直ちに未払いの会費、その他諸費用、及び損害賠償金を含む会社に対する一切の債務を一括して支払わなければなりません。**

1. 本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。
2. 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
3. 会費、諸料金を1ヶ月以上滞納し請求があつても完済しないとき。
4. 入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。
5. 会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき。
6. 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。
7. 他の会員に対する迷惑行為、本クラブの運営に支障を与えるような行為をしたとき。
8. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて本クラブの信用を棄損し、業務を妨害する行為を会社が認めた時。
9. その他会員としてふさわしくない言動及び行為があつたと会社が認めたとき。

第 11 条（会員資格喪失） 会員は次の場合に会員資格を喪失します。

1. 退会したとき。
2. 除名されたとき。
3. 死亡したとき。
4. 本クラブを閉鎖したとき。

第 12 条（会員外の利用） 会社は、別途定める料金を支払うことにより、会員以外の方に本クラブの施設を利用させることができます。利用の際には会員と同じく本規則が適用されます。

第 13 条（諸規則の厳守） 会員は本クラブ施設利用に際して、本会則および会社が別途定める規則、注意事項を厳守し、本クラブ内では従業員の指示に従っていただきます。

第 14 条（入場禁止・退場・施設利用制限） 会社は下記の項に該当する方に入場禁止、退場および施設利用の制限を命じることができます。

1. 本会則および諸規則を遵守しない方。
2. 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力。
3. 刺青、タトゥー等（シール含む）をしている方。
4. 酒気を帯びている方。
5. 健康状態により、医師から運動や入浴を禁じられている、または会社が運動や入浴することが好ましくないと判断した方。
6. 集団感染するおそれのある疾病（感染症・感染性皮膚病）及び筋肉の痙攣を有する方。

7. 会社が、他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。
8. 正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。
9. 過去に本クラブで除名の通告を受けたまたは除名処分となつたことがある（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または別の会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方。

10. 許可なく館内の撮影をする方および録音をする方。
11. 許可なく物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借、政治活動等を行う方。
12. 館内の所定場所以外で喫煙した方。
13. 会員やスタッフに対する暴力行為、威嚇行為、**その他、公序良俗に反する行為、または以下のハラスメント行為を行つた方。** ① スタッフに対する暴言、威圧的な言動、誹謗中傷、待ち伏せ等のストーカー行為 ② 正当な理由のない執拗なクレーム、強要、長時間にわたる拘束 ③ SNS やインターネット上の、スタッフや他会員のプライバシーを侵害する投稿、または会社の名誉を毀損する書き込み ④ その他、会社の業務を著しく妨害する行為
14. 生理中、及び利用中に生理が判明した方は、温浴施設の利用を制限させていただきます。
15. 妊娠中の方はフィットネス施設の利用を制限させて頂きます。
16. 脱衣所ロッカーの不正利用が判明した場合（複数利用や私物化等当クラブがふさわしくない利用方法と認めた場合を含む）は違約金 5,000 円（税込）を支払うものとします。

17. 温浴施設内において、以下の行為を行うこと。
① 毛染め、洗濯、排泄行為、浴槽内の遊泳、潜水、タオルを浴槽に入れる行為。
② スマートフォン、カメラ、録音機材等の温浴エリア（脱衣所含む）での使用。
③ 条例等で定められた年齢制限（原則として7歳以上）を超える男女の混浴。
④ 伝染性疾患、皮膚疾患、または過度の泥酔状態での入浴。

第 15 条（損害賠償）

1. 本クラブの施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。
2. 会員が本クラブの施設利用に際して会社、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。
3. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについて、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切関与せず、責任を負いません。

第 16 条（持ち込み物に関する責任）

1. 本クラブは会員が施設に持ち込んだものをお預かりいたしません。会員は自己の責任をもって管理するものとします。
2. 本クラブは、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の減失、または毀損について賠償する責任を負いません。
3. 本クラブは、会員が施設に放置したものに関する一切の権利を放棄したものとみなします。

第 17 条（営業時間及び営業日） 施設の営業時間及び営業日は別途定めます。

第 18 条（休業）

1. 本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。
① 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。
② 行政指導、法令等重大な事由、社会経済情勢の著しい変化等、止むを得ないと会社が判断したとき。
③ 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業が不可能と会社が判断したとき。
④ 年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他会社の都合により会社が休業を必要と認めるとき。
2. 予め予定されている休業は、原則 2週間前までに告知します。但し、第 1 項①及び②の事由による休業については、会社は事前告知を要しないものとします。
3. 休業日が発生した場合も、原則として月会費の返還は致しません。但し、月の休業日が 7 日を超える場合は下記に定める通りに月会費の一部又は全額を返還いたします。
① 月間 15 営業日以上全館休館した場合は、該当月の会費はいただけません。
② 月間 8 営業日以上 14 営業日以内全館休館した場合は、該当月の会費の 50%をいただきます。
③ 月間 7 営業日以内の全館休館の場合は、所定の月会費をいただきます。

第 19 条（施設の廃止及び運営の廃止） 経営上の事情等により運営が困難と会社が判断したときには、会社は会員に 3 カ月前の予告をすることにより、会社は本クラブおよび施設の全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。廃止の理由が天災地変等の不可抗力である場合には、予告期間を短縮することができます。本クラブ廃止の場合、会社は会員に対し、特別の補償は行いません。また、**天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化等、会社の責に帰すべからざる事由**により本クラブが閉鎖された場合、会員は既納の会費・入会金等の返還を求めるることはできません。

第 20 条（紛失・盗難） 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失・盗難につきましては、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切の責任を負いません。忘れ物・放置物については、原則として 1 週間保管とさせて頂いた後、処分させていただきます。

第 21 条（告知方法） 本規約および会社の諸規則に関する通知または予告は、1 ヶ月前までに、所定の場所に掲示またはホームページに掲載する方法により行い、これにより、すべての会員はその予告を受けたものとみなします。ただし、重要な事項に関する通知または予告は個別通知を行います。

第 22 条（本規約及び諸規則の改定） 会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営・管理に関する諸規則を改定することができます。また、その効力は全ての会員に適用されます。

第 23 条（個人情報保護） 会社は、会員の個人情報を、別途定める「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に従い、適切に管理・利用します。

第 24 条（管轄裁判所） 本会則に起因し、または関連する一切の紛争については、会社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本会則は 2026 年 1 月 16 日より適用とします。